



異常気象と企業のリスク。 自然災害と保険の関係

連日の猛暑!!! 日本をとりまく気象状況は、ここ数年おかしなこと続きである。毎年のように大雨や台風による被害があとを絶たず、都市型水害や落雷が激しさを増すなど、年々ひどくなっているように感じる。これは「地球温暖化による異常気象」なのか？
気象庁によると、異常気象を「数十年に一回程度の現象、あるいは人が一生の間にまれにしか経験しないような現象」を指し、「大雨や強風などの短時間の現象や数カ月も続く干ばつなど」と定義しているが・・・。世界的にも異常気象が起こっている。

今年5月から中国中南部を中心に降り続いた記録的な豪雨は、8月に入り中国東北部や北西部にも拡大。今年に入ってからの水害による被災者は2億人を超え、1,200万人が遭難。アメリカや中米ではハリケーンの被害が頻発。ヨーロッパやアジア各地でサイクロンなどの暴風や大雨とそれに伴う洪水が世界中で発生し、何万人もの死者が出ている。オーストラリアは干ばつで大きな被害を受けた。猛暑により山火事が発生し、灰色に煙った中をマスクをして歩くモスクワ市民の状況がニュースで報じられている。今のところ地球温暖化と異常気象の関係に確たる証拠はないが、温暖化が進むと異常気象が増える可能性も高くなる、というのが答えである。

また、異常気象以外にも、気候に影響のあるさまざまな現象が世界中で観測されている。有名なのが「エルニーニョ現象」。南米エクアドルからペルー沿岸にかけて海水温が上がると、日本で冷夏や暖冬が発生し、夏と冬の雨が多くなり、台風の勢力が強くなる場合もある。アルゼンチンでは「ラニーニャ現象」の影響で異常な低温が続き100人以上の死者が出た。他にも、ジャワ島沖の海面水温が下がる一方でアフリカ東方沖水温が上がる「ダイポールモード現象」も、温暖化や気候変動との関係性が指摘されている。

*ダイポールモード現象

(Indian Ocean Dipole) インド洋熱帯域において初夏から晩秋にかけて東部で海水温が低くなり、西部で海水温が高くなる大気海洋現象。

Top 10 most important disasters by economic damages (2009年度)

Event	Country	Damages (in 2009US \$ bn)
Winter storm 'Klaus', January	France, Spain, Italy	5.1
Earthquake, April	Italy	2.5
Tornado, February	United States	2.5
Earthquake, September	Indonesia	2.2
Flood, September-October	India	2.2
Tornado, June	United States	2.0
Tornado, April	United States	1.7
Typhoon 'Morakot' (Kiko), August	China P Rep, Taiwan, Philippines	1.7
Thunderstorm, July	Switzerland, Austria, Germany, Poland, Czech Rep	1.6
Hurricane 'Ira' November	El Salvador, United States, Mexico, Nicaragua	1.5
Total		23.0

では、このような自然災害（地震を除く）が起こった時の経済損失を補償する保険はどうなっているのか。分かっているようで意外な落とし穴があるので注意すべきである。

台風による甚大な被害として考えられるのは、「風災」と「水災」。また、積乱雲の発生度合いが高くなってきている関係から、「落雷」による被害も急上昇している。普通火災保険で担保している「落雷」は、直撃雷で建物などの財物に損害が発生した場合だけでなく、建物・工場等のコンセント・アンテナ・アース等に地面から伝わってくる誘導雷によるパソコンへの被害や、ゴルフのカート道に落雷しゴルフ場の電気設備が破損したケースにも対応できている。

【自然災害発生時に経済損失を補償する保険（風災・水災）】

風	災	台風・せん風等の強風により、建物・財物の直接損壊およびそれによって屋根・窓等が破損し、そこから侵入した雨水による水漏れ損害を補償するもの。ただし、台風時に窓を閉め忘れたり雨が吹き込んで建物内の財物等が水漏れにあった場合には不担保になるので要注意。
水	災	台風・暴風雨・豪雨による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れによる建物・財物の直接損害を補償するもの。河川の氾濫だけでなく集中豪雨でマンホールがあふれるなどの都市型内水氾濫といわれるものも補償の対象である。また、企業用の「 新型包括火災保険 」（企財包といわれている）は、水害に規模の規定がなく、1事故あたりの限度額を設定しその金額まで補償されるので安心度が高い。

【自然災害（除く：地震/津波/噴火）による損害を補償する保険一覧】

	直接損害を補償				間接損害を補償	
	普通火災	店舗総合	企業財産包括	動産総合	物流総合	企業費用/利益総合
風災・ひょう災・雪災	○	○	○	○	○	○
水災	×	▲	○	×	○	×
落雷	○	○	○	○	○	○
火災	○	○	○	○	○	○
破裂または爆発	○	○	○	○	○	○
備考	※床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水が対象。				※輸送中/保管中も○	※物的損害のない場合は×

○：補償 ▲：一部補償 ×：対象外（補償の有無は各種特約条項を除き普通保険約款による。）

※直接損害（建物あるいは動産の損害） ※間接損害（営業上の損失）

しかしながら、猛暑・冷夏・干ばつ等による作物への被害などに対する保険は今までのところなく、金融派生商品である「デリバティブ」で検討することになる。また、アイスランドのエイヤフィヤトラヨークトル火山噴火による空の混乱が長引いたことから、航空会社の損害だけでなく物流ストップによる事業中断に追い込まれた日本企業もあったことは記憶に新しい。この火山噴火による直接損害は、津波同様地震保険の範疇にはいるので、富士山等の噴火リスクや津波による洪水リスクにさらされている企業は、地震保険への加入が必須である。更に保険を考える場合、日本の経営者は「建物・機械等の財物への直接損害」に対応する火災保険で十分と考えがちであるが、近年の企業経営に与える損害インパクトは、それらの「自然災害によって事業中断を強いられた休業損害額」の方が遥かに大きくなることに注力し、その場合に備えたリスクファイナンスおよびキャッシュフロー対策を講じておく必要があるのではないのでしょうか。

「保険と緊急災害融資と自己負担額の組み合わせこそが、
最適なリスクファイナンス戦略である。」
(Eugen Gurenko, Oliver Mahul 世界銀行)